

AEC

AOKI ELECTRIC INDUSTRIAL Co.,Ltd

行動指針

2024年10月

青木電器工業株式会社

基本方針

明るい生活 一流の信用 誇れる製品

青木電器工業株式会社は、従業員をはじめ、ステークホルダーの皆様の明るい生活を実現し続けることを目指し、企業活動を通じて一流の信用を得続けるための誇れる製品（仕事）を製造、提供し続けます。

社員マインド

明るさ

組織内に良い雰囲気を作ろうとする姿勢・気持ち

気配り

他部門、他者と力を合わせて、スムーズに仕事を進める配慮有る姿勢

自分の枠を決めない

自分の可能性を拡げられると信じるチカラ

目的を考える

常に本質を捉える意識・姿勢

思いやり

他者を受け入れる包容力

従業員心得

素直な心でみんなに学ぼう

常に素直な心で、年齢や役職の上下、経験の多い少ないにとらわれず、みんなから学ぼう、刺激を受けようという姿勢が持続的な成長を促し、変化への対応力を生み出します。

■ 環境方針

青木電器工業株式会社は自動車関係の金属プレス部品、車体部品の生産活動が主体であることを考え、「地球環境保全」が重要課題の一つであることを全員が認識し、間接的な環境負荷も考慮したすべての生産活動において環境との調和ある成長を目指しています。一方で当社を取り巻く事業環境は年々変化しており、地球環境への課題感は社会全体に、また当社の中でも大きくなっています。その中で、当社は事業活動、製品、又はサービスによる環境影響を与える項目に関して、環境マネジメントシステム（EMS）を事業運営の重要基盤の一つと定め、「継続的な改善」を実施し環境パフォーマンスの向上を図ります。

(1)環境マネジメント

- ・人と自然の調和と共生を目指し、幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の法令を遵守すると共に、全社的な管理の仕組みを構築し、継続的な運用・改善を推進します。

(2)温室効果ガスの排出削減

- ・地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動とエネルギーの有効活用に取組みます。
- ・地球環境保護を経営の重要課題と捉え、将来の脱炭素社会の実現に向けて環境負荷低減に取り組めます。
- ・定期的かつ必要に応じて現状や取組みについて情報共有及び協働します。

(3)大気・水・土壌等の環境汚染防止

- ・大気・水・土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守すると共に、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止します。

(4)省資源・廃棄物削減

- ・設備の省エネ化、製品の歩留まり、工程設定、梱包材の最適化など資源の使用削減に取り組めます。
- ・廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守すると共に、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処理量の削減に取り組めます。

(5)化学物質管理

- ・環境汚染の可能性がある化学物質の安全な管理を行います。
製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を、当該国・地域において含有しません。
- ・製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学

物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行います。

(6)自然共生社会の構築

- ・生物多様性と自然共生社会の構築が重要であるという認識の下、人と自然の共生を配慮した生産や調達等の事業活動に努めます。

■ 人権・労働方針

青木電器工業株式会社は、働く人が身体的、精神的、経済的に健全な明るい生活を実現できる職場環境の提供を追求し続けます。

(1)差別撤廃、ダイバーシティとインクルージョン

- ・あらゆる雇用の場面（応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、人種、民族や出身国籍、年齢、性別、信条、宗教、性的指向、性自認、障がい、家族構成等を理由とした差別を認めません。
- ・ダイバーシティ&インクルージョンを重要な企業成長の一つとして、取組みを推進します。

(2)ハラスメント

- ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、同調圧力、個人の尊厳を傷つける行為等、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを認めません。
- ・ハラスメントに対して従業員が報告しやすいような環境としくみを整備し、それらの報告や苦情に対しては直ちに調査を行います。

(3)児童労働

- ・各国・地域の該当法令等による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めません。

(4)移民労働・強制労働

- ・全ての労働は自発的であること及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、暴力、脅迫、債務等によるあらゆる強制労働や、人身取引を含むいかなる形態の現代奴隷を認めません。
- ・雇用の条件として、パスポート、公的な身分証明書、労働許可証の引渡しを従業員に要求しません。
- 又、不当な費用を本人に負担させません。

(5)賃金

- ・最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守します。
- ・支払いは、「賃金支払いの5原則」に基づき支払います。

(6)労働時間

- ・従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他に

ついて、各国・地域の法令を遵守します。

(7)教育の機会

・公平で適切な教育の場を設け、従業員のキャリアアップを支援します。

(8)従業員との対話・協議

・従業員の代表、もしくは従業員と誠実に対話・協議します。

(9)安全・健康な労働環境

・誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故、災害の未然防止に努めます。

■ 倫理方針

青木電器工業株式会社は、法令遵守を前提とし、社会的良識をもち、公正でフェアな企業運営を安全に実行し続けます。

(1)法令の遵守および法の精神の尊重

・コンプライアンス徹底のための、方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施します。

(2)機密情報の管理・保護

・顧客や取引先様・第三者・自社従業員の個人情報および機密情報は、正当な方法で入手すると共に、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護します。

(3)知的財産の保護

・自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産を保護すると共に、第三者の知的財産の不正入手、使用、権利侵害を行いません。

(4)競争法の遵守

・各国・地域の競争法を遵守し、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用、インサイダー取引等の行為を行いません。

(5)輸出取引管理

・各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、輸出取引管理に関する法令に従い、適切な輸出手続・管理を行います。

(6)汚職防止

・政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、サプライヤーの皆様と透明かつ公正な関係づくりに努めます。

不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的にビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行いません。

(7)責任ある資源・原材料調達

- ・人権および環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料(例：*紛争鉱物・コバルト・天然ゴム等)の使用による社会への影響を考慮した調達活動を行います。
- ・定期的かつ必要に応じて、資料等の提出の協力を要請します。
- * 紛争鉱物… Conflict Mineral や紛争鉱石とも呼ばれる。対象鉱物：3TG(スズ、タンタル、タングステン、金)

(8)反社会的勢力の排除

- ・経営者から従業員にいたる各人が、反社会的勢力を排除し、断固として関係を遮断します。

(9)ステークホルダーへの情報開示

- ・財務状況・業績、事業活動の内容等の情報をステークホルダーに対し、適時・適切に開示すると共に、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努めます。

(10)社会貢献

- ・社会との共生のため、社会への貢献活動を継続していきます。

(11)地域への貢献

- ・地域社会の発展のため社会貢献活動を推進し、社会から信頼される企業を目指して社員ともども地域社会の活動に積極的に参加します。

(12)リスクマネジメント

- ・リスクの未然防止に努めると共に、発生時に迅速・的確に対処します。
- ・情報セキュリティ(サイバー攻撃や機密漏洩等)を含めた事業活動におけるリスクを分析し、全社的な管理の仕組みを構築および運用します。
- ・地震や水害、火災等の災害及び事故・設備停止・供給停止等のリスクを最小化し、早期復旧を可能とする事業継続計画(Business Continuity Plan)を策定および運用します。

■ 持続可能な調達方針

青木電器工業株式会社は、安全、環境、人権、法令、社会的責任を考慮し、企業活動において持続可能な調達を行います。

- (1)関連法令を遵守し、適正な売買契約を実践します。
- (2)社内外の情報収集とその共用化を図り、QCD 評価技術の向上に努めます。
- (3)取引にあたり、公正・公平な取り扱いを遵守し、相互信頼関係の醸成に努めます。
- (4)機密情報の管理を徹底し、漏洩防止に努めます。
- (5)人権・労働、安全衛生、環境に配慮した調達活動を推進します。

■ 品質方針

青木電器工業株式会社は、顧客に満足頂ける製品(仕事)を安定的に提供し続けるために品質マネジメントシステムを用い、組織的改善をし続けます。

(1)顧客ニーズに応える製品の提供

- ・顧客のニーズを把握して、社会的に有用な製品を開発・提供します。

(2)製品に関する適切な情報の提供

- ・製品に関する適切な情報を顧客に提供します。

(3)製品の安全安心の確保

- ・各国・地域ごとに定められた安全法規、又は顧客の要求する仕様を満たした製品を生産・提供します。
- ・お客様の使用から廃棄までに必要な処置や情報を提供します。

(4)製品の品質確保

- ・後工程をお客様と考え、品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用していきます。

(5)合理化原価低減

- ・不断の合理化原価低減活動によるコスト競争力を実現し、適正価格の製品の提供に努めます。

(6)技術力の向上

- ・環境・安全安心・快適で豊かな生活の3つの分野で技術の重要性が増しています。
これからの社会・地球環境からの要請と共に、世の中のニーズを的確に把握し、その課題解決に向けた提案を他に先駆けて具現化する能力、そして、一人でも多くの人々が新しい技術を楽しめるよう、それを適正価格で実現する能力の向上に努めます。

最後に、当行動指針をお取引先様各位に周知し、当社同様に取り組んで頂けるよう要請して参ります。

※本行動指針は、国連グローバルコンパクトを参照して作成しています。

2024年10月31日
青木電器工業株式会社
代表取締役社長 青木宏樹